

新潟市障がい者地域自立支援協議会 第9回全体会 議事録

日時：平成24年10月18日（木）10：00～12：00

場所：白山会館 大平明浄の間

○障がい福祉課課長補佐

始めに会長の選出ですが、会長につきましては資料1をご覧ください。資料1の第4条ですが、一枚捲って頂きまして一番上になりますが、会長につきましては委員の互選により決定する事となっております。ここで選出の方法ですが皆様からご推薦により行いたいと思いがいかかでしょうか。それでは、皆様どなたかご推薦して頂けますでしょうか。どうぞ挙手をお願い致します。

○障がい福祉課長

事務局ですが、推薦がないようですので事務局案と致しまして昨年度までの全体会でも会長を務めて頂きました、また生活介護・就労継続支援の多機能事業所の所長をされ福祉制度、障がい者の就労支援の問題についても高い見識をお持ちの山賀委員を推薦したいと思っております。

○障がい福祉課課長補佐

ただ今事務局の方から山賀委員の推薦がありましたが、皆様いかがでしょうか。よろしいですか。はい。ありがとうございます。

それでは皆様からご賛同頂きましたので会長は山賀委員に決定致しました。ここからの議事については新潟市障がい者地域自立支援協議会設置要綱第6条第1項により山賀会長に議事進行をお渡ししたいと思います。宜しくお願い致します。

それでは山賀会長議長席の方に移動して頂き一言ご挨拶を頂きたいと思っております。

○山賀会長

改めましてただ今会長に選出頂きました山賀と申します。どうぞ宜しくお願い致します。昨年度まで務めていましたので、また引き続きということで、これからも新潟市と協力して、皆さんの積極的な声にも耳を傾けながら進めていけたらいいなと思っております。どうぞ宜しくお願い致します。では座って失礼します。

まず、会長に続いてですが、副会長の選出を行わなければなりません。副会長については、今ほどありましたようにお手元の新潟市障がい者地域自立支援協議会設置要綱第4条第4項により委員の中から会長が指名する事となっております。私と致しましては当協議会の主旨を考えて知的障がい者の更生施設太陽の村の菊地委員。菊地委員につきましてはこれまでも副会長を務めて頂きましたので、菊地委員の指名をさせて頂きます。菊地委員

いかがでしょうか。

○菊地副会長

はい。

○山賀会長

ありがとうございます。今ほどご承諾頂きましたので、菊地委員より副会長を務めて頂きたいと思います。一言ご挨拶を頂ければと思います。

○菊地副会長

改めまして北区にあります入所施設太陽の村の菊地です。今ほど会長の方から話がありましたけど、私も引き続きということになります、会長の補佐にあたりながら新潟市の事を考えていきたいと思っています。宜しくお願い致します。

○山賀会長

はい。ありがとうございます。どうぞ宜しくお願い致します。

それでは次第に従いまして議事を進行させていただきます。ご協力お願いします。まず議事(2)になりますが、運営事務局会議からの報告。事務局宜しくお願いします。

○西区役所健康福祉課障がい福祉係長

はい。私、西区役所健康福祉課の草間と申します。私の方から運営事務局会議の議事の内容を報告させていただきます。失礼します。

まず運営事務局会議の位置付けなんですけども、この資料1の要綱を二枚捲って頂きますと、新潟市障がい者自立支援協議会全体の組織図が載っております。昨年度に新たに設置された会議ですが、真ん中に書いてあるものですが、自立支援協議会全体の運営の方向性を検討したりですとか、各種の課題から地域作りの方向性を戦略的に検討する会議というふうになっております。原則月に一回行ってございまして今年度前半で行った内容を報告させていただきます。それでは資料2をご覧ください。

まず4月の内容です。こちらは大きく三点ありまして、一つは特別支援学校の進路検討部会というものが新たに設置されるというふうにされましたが、その部会について検討すべきテーマや委員の構成等の議論を行いました。

続きまして権利擁護部会の報告を受けてのワーキンググループについてということですが、権利擁護部会の最終報告を受けてワーキンググループを設置するというようにされましたがその検討テーマや委員の構成等の議論を行いました。

三点目、医療的ケアの必要な障がい児の家族支援についてということですが、これは秋葉区の事例でありましたが医療的ケアが必要な重症心身障がい児の案件です。こちらです

が、本年度24年の4月から医療保険における訪問看護、すいません。ちょっとこれ誤字がありまして訪問介護ではなくて訪問看護です。その訪問看護の回数制限が緩和されたことによりまして今まででは医療保険で行える訪問看護も一週間辺りの回数というものが、制限があったんですが、その制限がなくなったということがございまして、福祉制度で上乘せの検討等もする必要あったのかというような、ケースがあったんですけども、そういうことで制度が改正されましたので福祉制度としてはその上乘せの派遣とかそういうことを検討する必要がなくなりましたので、とりあえずこのケースはこれで終了致しました。

次に6月です。計画相談支援の取り扱いについてということです。ご存知の通り今年度からオールケアまでといわれる計画相談支援が始まりまして、3年度で全ての障がい者を対象にするということで始まっております。これについて委託相談支援事業所については相談員の加配を行っていない場合は、原則、計画相談支援を行えないという新潟市の取り扱いにしていたんですが、ただ実際指定を受けている事業所がかなり不足しているというところから今年度の初任者研修終了後に速やかに加配をするという届出を持って、その当時から計画相談支援を出来る限り出来ないかという検討を運営事務局会議でもしました。これについては後日また障がい福祉課の方で検討しまして認める事とされています。

続きまして、入所待機者解消の為の検討委員会についてですが、この入所待機者の解消の検討会を設置するにあたりまして、協議内容のポイントですとか、委員構成等の議論を行いました。

また、指定障害者福祉サービスの基準等を定める条例案の検討についてということですが、今まで国の方で定めていた指定基準を条例で設置するという事にされましたので、その条例案を検討するに当たって委員構成等の議論を行いました。

二面にいきまして、7月です。こちらは計画相談支援の取り扱いについてで、新潟市で事業者向け説明会を実施するということでしたが、その際に説明が必要なポイント等の議論を運営事務局会議でも行いました。

次に特別支援学校の進路検討部会についてです。部会の検討状況についての報告がありまして、そこで共有を行いました。

次に8月です。こちらも同じく特別支援学校の進路検討部会についてですが、進路検討の調整システムについて運営事務局会議でも検討行いました。

続きまして、緊急時の夜間支援についてということです。これは昨年来課題となっておりまして当自立支援協議会でも議論を行っているところではありますが、どうしても短期入所が不足しているということで、中々利用出来ない方がいるという課題ですが、これにつきまして緊急時に通所施設で夜間の支援が出来ないかというテーマですが、これを市独自の制度として対応出来ないものかという検討を行いました。

続きまして、9月です。まずは区自立支援協議会からの事項報告についてということで8月に行いました各区の全体会での事項報告の議論共有を行いました。

次に日中一時支援の宿泊型の要件についてということで、先程お話しした緊急時の夜間支

援についての続きになりますが、通所施設において夜間支援を仮に日中一時支援の宿泊型というので認めるとした場合、どのような課題があるかということで、例えば対象の施設の種別ですとか費用負担のあり方、また、緊急のみ利用出来るとした場合の緊急か否かの判断等どういふものがあるのかというものを議論を行いました。

続きまして、基幹相談支援センターの設置についてですが、平成24年度から自立支援法の改正により市町村が設置することと出来るとされました基幹相談支援センターについて新潟としてどうするべきなのか、そのあり方等について議論を行いました。

次に障害程度区分認定調査業務委託について、ということですが、これは仮に指定特定支援事業者障害程度区分認定の業務の委託をした場合の課題等について議論を行いました。その中で意見としましては、様々な課題がありますので一度に全市展開するのではなくて、モデル的に実施していきながらその課題というのを引き続き検討していくべきではないか、というような意見がありました。

議事内容を項目だけになってしまいましたが以上でございます。運営事務局会議の名簿についてはこの下に載っている状況であります。以上でございます。

○山賀会長

はい。ありがとうございました。もしご質問があったら受けてよろしいでしょうか。何かこの内容についてご質問等ありましたらお受けしたいと思いますので、挙手をして頂ければと思います。いかがでしょうか。

では、無いようですので、関連してお手元の資料3の説明を事務局の方からして頂きたいと思いますのでお願いします。

○障がい福祉課介護給付係長

はい。障がい福祉課介護給付係長の小林と申します。私どもの係では日頃障害福祉サービスの関係の業務及びこの自立支援協議会の業務を担当しております。これから宜しくお願ひしたいと思ひます。

それでは、資料についてご説明させていただきます。かけて説明させていただきます。

お手元の資料3をご覧ください。今ほど運営事務局会議の議事の報告の中にもございましたが、9月18日に記載がございます日中一時支援の施設にかかる緊急時の通所事業所における夜間支援についての検討ということを進めて参りました。この件につきましてはまず資料を説明する前に簡単に背景としてお話申し上げますが、在宅で生活する障がいのある方の家庭にとっては介護者の一時的な不在など緊急時の受け入れ先が不安の一つになっていると考えられます。新潟市内の短期入所施設は入所施設に併設しておりまして、設置箇所に限りがあつた状況です。これらの施設においては定期的に利用する方や入所待機において利用されている長期的に利用されている方などの対応も行つている為、場合によっては緊急時の受け入れ時において対応出来ないという実態があるということが指摘されてき

ております。こうした中で日中から使い慣れている通所施設において、緊急時の宿泊利用を可能にすることによって日頃の家族の不安を軽減するとともに、この短期入所の慢性的な不足の緩和に繋げていけることや、既設の社会資源の有効活用が図られるのではないかということ。また、この状況に即効性が高いとして期待出来る事業としてこれまで運営事務局会議で議論をして参りました。また、内容につきましては、昨年来区の地域自立支援協議会の方からも事業の提案として出てきております。こうした中で検討した場合に、いくつかのやはり課題が浮彫りになって参りました。今後、制度を設計していく上で今日のこの機会を貰いまして皆様からご意見をお伺いして、さらに検討する必要があることを考えており、本日は記述の内容を基に皆様にご意見を頂きたいと思っております。

資料3でございますが、事業の内容と致しまして概略的に記載してございます。一番は今申しあげました日頃利用している通所事業所において緊急時に夜間支援を実施すると。この事により、現在、稼働率が高くなっている短期入所事業所の空きを確保するという目的を持っております。対象者はこの制度につきまして当該通所事業所を利用している障がい者又は障がい児などとするということが特徴です。

2番、対象事業種別と致しまして自立支援法によります施設については、生活介護から記載した自立訓練生活訓練事業所、また、児童福祉法に基づく児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所ということを中心として考えていました。

3番、必要な設備。ここでは通所事業所の指定をとる際に必要な設備の範囲ということ、つまりそのサービスの指定をおられればこの事業をすることによって新たな設備を設置するものではないという意味で、生活介護であれば生活介護の指定を受けているそれらの事業所の指定を受けている範囲で良いです、という考え方でございます。また、やはり一時的にお預かりしますので仮眠休息、可能な限り必要ということは、行うことが出来るスペースを確保するというのは、これはもう少し皆様と協議がいるのかなど。出来るだけこういう対応は図って頂きたいというのが意見の中で出てきているものでございます。

捲って頂いて報酬でございます。報酬につきましては念頭としていましたのは短期入所サービス費の2の576単位を基準として積み上げて考えてみました。これは基本的には区分の重い方の対象として、した場合に換算して9560円という一つの考え方を示してみました。

5番、費用負担の在り方ということですが、原則、障害者自立支援法及び児童福祉法のサービスの費用負担と同様の考え方とし能力に応じた負担及び実費としてはどうかと。先程の報酬に対する能力に応じた負担ということで、一割負担の部分になって参ります。さらに実費ということで食費、もしくは身の回り品こういう掛かる物については実費として考えていってもらおうではないかというのが検討案です。

6番の緊急か否かの判断ということ。ここも少し議論がありましたが、事業所の判断で緊急か否かをこう判断するってということが場合によって難しいのではないかと、逆に事業所がその方々の状況を日頃から知っておりますので、判断出来る場合もあるかなと思

ますけれども、簡単にどこまでがどうかという判断が出来ない場合もあるということです。介護者が急用な場合や冠婚葬祭の場合など具体的に決める事が必要であるということが基準として考えられていくべきではないかということです。

最後になりますが、原則利用は一泊とすると。つまりこのサービスはあくまでもその日の家族介護者の緊急の場合に一泊ですということを前提に両者で同意して合意して実施すると。今日はお引き受けしますということで、これが長期化するということはないという、一つの約束を利用者と事業所と結んで頂いて実施していくべきものというふうに考えています。今、検討にされてきたものをまとめたものは以上です。

○山賀会長

はい。ありがとうございます。今ほどの資料を踏まえてですね、一定の時間を取らせて頂きますので、もしでしたらご意見ご質問頂戴出来れば、また、今後の運営事務局会議でも参考にさせて頂きたいと思っております。いかがでしょうか。熊倉委員どうぞ。

○熊倉委員

同じ様な試みをあの新潟地区手をつなぐ育成会というところの会議で実は検討しておりまして、元々は例えば冠婚葬祭等で遠方へ出掛けて、ところが遠方ですので飛行機の原因その他でちょっと日程が狂った時に、実際にその一定の期間約束が出来たそのショートステイを逸脱するような形になってしまった時に、さらにその後に頼む方法がないというふうな事例が実際にありまして、その事をきっかけにして私どもの組織の中で、会員の中で何とか手立てを考えられないかというふうなことで実は検討してきまして、法人育成会となってごく具体的に事業所があって日中の居場所は確保出来たと。それからグループホームということが出来ておりますけれども、その中で例えば緊急的に一室を確保出来るというふうなそういうハードも整いながら、そして実際そうなった時に職員、法人職員それから会員集団からなる緊急のその人手というものをこう回すような仕組みを整えた時に、その本当の緊急の時にどんな方でも対応出来る態勢が出来るのではないかというふうな検討をちょっと水面下でやって、中々厳しいという状態でまだ実現はしておりません。いずれにしても今の試みについては大変有難い仕組みだと思っておりますので、出来るだけごく具体的に有効なあのシステムとして早く確立されるということを望みたいと思います。

○山賀会長

はい、ありがとうございます。今のご発言はおそらくその最初のショートステイに繋ぐまでの緊急時の、今回の提案とそしてショートステイで繋いで、その後入所施設等で対応出来ない場合の会としての独自の対応策というふうな形であのこうご発言頂いたかなと思っております。他にいかがでしょうか。はい。菊地委員。

○菊地副会長

はい、すいません。私も運営事務局会議に名前連ねているので少し恐縮するところではございますが、入所施設の立場で少しお話をさせていただきます。やはり~~かなり~~短期入所の利用というのは手狭感がありまして、最初に安心感という話がありましたけども、緊急時のみならず、緊急時に備えての練習というか、その時の為の利用の方も少なくありません。そういった部分の安心感を得られる事によって少し利用定員に空きが出るのかなと思いますので、是非行ってもらいたいと思います。ただ一点、通所事業所の方でも、かなり負担感が生じてくると思いますので、その辺のこと、あと利用状況についても今後データにするなり検証していく必要があるとは思っています。情報収集をお願い致します。以上です。

○山賀会長

はい、ありがとうございます。他にいかがでしょう。例えばショートステイを使わない利用者さんとかですね、そういった場合に、通所施設がこういうような形を対応する。しかし一日という一つのあまりこう長期化しないようにということで、他にやはり繋いでいかなければならないという課題があるわけですが、その辺ではいかがでしょうか。もしでしたらその入所施設、他の入所施設、あるいは相談支援事業所、あと行政の方のね、区の窓口等でこの辺の緊急時の対応が速やかに出来るのかどうなのかということが次に課題かなと思って今話を伺っていましたが、この辺について皆さんからご意見があれば頂戴したいと思っておりますがいかがでしょうか。はい、熊倉委員お願いします。

○熊倉委員

知的障がい者なんかでもこういった緊急時といったことを想定しなくていい方もかなり居られますので、ちょっとその辺が分からないでちょっとお聞きするわけなんですけども、今のコールセンターという一本のサービスがありまして、その中で本当に困った時今までどうしていたのかと言ったらやはり保護者がですね、あちらこちらに連絡して何とか対応するという事が、コールセンターが出来る事によって全然違って来たかなと思うんですが、そういう意味での緊急な事があった時におそらくコールセンターの活用になるのかと思いますし、この緊急時を終えたその先の繋ぎとかその辺については、むしろそのコールセンターをやってらっしゃる相談支援事業者さん、そういったところの方がですね、事情がちょっとご存知じゃないかと思ひまして、その辺もしお話しして頂ければ、事情があれば教えて頂きたいと思うんです。

○山賀会長

はい。菊地委員お願いします。

○菊地副会長

すいません、直接今コールセンター担当していませんが、私らの法人でやっているの、出来る範囲内で少しお話したいと思います。正直、緊急時の対応というようなことで件数がそんなに上がっていないように思います。ただそれはなぜかと今、熊倉委員がお話されたように、緊急時に駆け付けての見守りや、その場での対応は出来ると思います。しかし、いま議論されている通り次に繋ぐ短期入所などの受入先が中々確保出来ないというのが現状です。そういったものが課題かなと私は思っています。

○障がい福祉課介護給付係長

事務局から少し補足をさせていただきますが、コールセンターにつきましては、地域移行した方が地域で暮らす時に色々困難があった時にまず電話で対応をお願いして、場合によっては現場にも行く、もしくは関係するサービスを提供するという形で非常に緊急性のあるものとか、日頃からやはりコールセンターを頼りにされている方が利用するという仕組みだと思っただけですけども、この事業とちょっと違うのは、この事業はあくまでもその通所を利用した方が、している方がその日にまずその事業所と話をしているという形で窓口としては利用者と事業所のやりとりでいくというのが現場での状況だと思います。この辺はお解かり頂けます。

○熊倉委員

問題は、いわゆる今地域でというふうに言われたんですけども、入所施設から出るってことを地域だとすると、ほとんどが実は日中の事業所を利用されている方ではないかなっていうそういう問題意識があるんですね。問題はそのコールセンターというのは、私どもは幅広くお願いしたいなという気持ちがあるんで、とにかくどういう状況になっても緊急時にコールセンターに登録さえしているのであれば、何らかのお助けを頂けるんじゃないかなと思う。その中で今の通所事業所における夜間支援というのも選択肢の一つなんだろうと。要するに助かるための手段がどういう形であれ発見出来れば有難いということなんで、育成会の方で話が出来たっていうのも、いやそんな時は私の所で面倒見てあげるよみたいな話もありまして、あまり垣根を設けなくて、やはりその会の中のマンパワーというのも活用するというのは決して悪い事ではないというようなものもないまぜになって結構始まったものですから、実はあまりちょっとその辺は気にしていなかったんですけども、当然対象者がこの障がい者のみになっていけば分かるんですけど、これはその限りの話であるんですが、繋ぐっていう点になるとちょっとこういうことも含めた話も出てくるかな、みたいな気がして。あまり特別な情報がなければ特にいいんですけど。はい。

○山賀会長

はい。いわゆる通所施設との連絡がですね、円滑にいけばいいんですけども、円滑にいかない、あるいは関係性が中々出来ないような場合にどこかコーディネートをしてもら

えるのかというお話だったのかなと。そういう意味でコールセンターがどこまで目を掛けて頂けるのかなというご意見だったかなと理解しましたが、よろしかったでしょうかね。

○熊倉委員

いや実はあの繋ぐあたりの機能をコールセンターさんにやって頂けるといいんじゃないかなというふうに思うんですけども。つまり独自にこうやって一晩、あるいは一定時間何とかしたとして、その次に繋ぐというのはかなり結構の作業なんですね。どういうふうに持っていけるのかなという、はい。通所事業所の利用時間帯に繋げる場合にはかなり時間的な余裕もあるし、というふうには思っているんですけども。施設としてそれが上手くいくのかどうかちょっと分かりません。要するに通所事業所がそれを引き受けやって頂ければいいことなただけけれども、その繋ぎの部分というのは思ったより困難なこともあるのかなと思ってちょっとその辺が気になったということですね。

○山賀会長

はい、ありがとうございます。おそらく今こういう検討案が出ているんですが、具体的に実行するとなるといくつかの課題がまだあるのではないかとご指摘だったのかなと思っています。実際に例えばその通所施設が休みの時ですね。例えば土曜日、日曜日、夜間の時そういう時はどこを窓口にしてどういうふうに連絡をすればいいのか。すぐ対応してくれる施設が、通所施設があるのかどうなのか含めて実際にこう具体的な手続きの流れというのが何通りか作っておかないと非常に困る点がある。そここのところでコールセンターの役割というものを拡げる余地があるのかなのかということも含めてのご発言だったと理解していますがよろしいでしょうかね。

○熊倉委員

はい。

○山賀会長

はい。ありがとうございました。他にございますでしょうか。はい。久保田委員お願いします。

○久保田委員

すいません。基本的な事を教えて頂きたいんですが、日頃利用している通所事業所において、というこの日頃利用しているという範囲の解釈について教えて頂けますか。例えばこれらの施設に通っているという人はもちろん対象になると思うんですが、例えば特別支援学校に在籍をしていて日中一時支援を時々使っているとそういう人は日頃使っている利用者というふうに考えられるのかどうか。

○山賀会長

はい。事務局いかがでしょう。

○西区役所健康福祉課障がい福祉係長

はい。あの私がイメージしているのはですね、やはりそのいきなりだとあの施設側とその障がい者側で初めての支援で中々難しいしどういう支援をしていいか分からないということで、お互い知っている間柄、日頃から通っていたり支援している間柄であればスムーズに支援が出来るんじゃないかということで、通所している事業所っていう形で今回議論になってはいるんですけども、その日中一時で利用しているものもそこに含めるかどうかというところまではちょっとまだ議論が深まっていない部分ですので、その辺もあの通所のデイサービスだけでなく日中一時も含めるかどうかというのは今後のところになるかなというふうに思います。

○山賀会長

はい。若干、私もちょっと口を挟ませて頂くと、ある意味夜型の日中一時支援という理解も一面ではしているので、その利用者との、要するに利用者との関係性が出来ている事によってサポート出来るという強みが施設にはあるんでないかということが申し上げたかった点なんです。今までの施設というのは利用者さんの障がい特性とか関係性が出来ていない中で非常に受け入れを躊躇してしまうという事例も少なくない。であれば、利用者さんの対応が比較的慣れている施設であればこういう緊急時に対応が可能ではないかということが前提にあったので、当然今おっしゃった久保田委員の日中一時等を利用しているということも視野に入れて今後可能かどうか運営事務局会議の方で検討して頂くということでもよろしいでしょうか。はい、お願いします。他にございませんでしょうか。はい、無いようですので、この緊急時の通所事業所における夜間支援についての意見交換はこれで終わりたいと思います。

続きまして、議事の3に移らせて頂きます。特別支援学校と進路検討部会からの報告です。事務局より説明を頂きます。宜しくお願いします。

○障がい福祉課介護給付係主事

障がい福祉課の介護給付係の金井と申します。私の方から特別支援学校の進路検討部会の報告をさせていただきます。座って説明させていただきます。

特別支援学校の進路検討部会では現在の特別支援学校卒業生の進路選択、プロセスの確認、就労継続支援B型の事業所を選択する際の課題について議論を致しました。

それでは資料4をご覧ください。まずは現在の進路選択プロセスですが、特別支援学校の進路指導の先生方が進路希望調査や実習予定についての調査等進路指導に関する調査を行

っており、その調査が本人保護者については卒業後に利用する福祉施設の申請の検討、施設等の関係者については今後のサービス事業の把握、施設整備の検討に活用されております。卒業後の福祉施設の利用については、現在、市で調整を行っており、資料4の現在の通所施設利用調整方法に記されている通りとなっております。次に今後の就労継続支援B型の利用についてですが、就労継続支援B型の利用対象者については就労移行支援事業等を利用したが、一般企業等の雇用に結び付かないものや一定年齢に達しているものが対象となっております。しかし新潟市内では就労の場が乏しいことにより特別支援学校卒業生などについて経過措置として就労移行支援を利用せずの卒業後すぐ就労継続支援B型を利用することについて認めているところですが、経過措置については、今年度末までとされており、平成25年4月1日以降の支給決定者からは就労にかかるアセスメントを得たうえで、就労継続支援B型の利用を認めるとする国の方針が記されております。そこで新潟市の現状ですが、新潟市内特別支援学校卒業生の日中活動系サービスの利用状況について表に記させて頂いておりますが、平成24年3月の卒業生については福祉施設希望者全体で88名いる中、就労移行支援が6名、就労継続支援A型については0名、就労継続支援B型については41名、生活介護については33名、地域活動支援センターについては8名というような利用状況になっており、福祉施設希望者の88名に対して約半数である41名が就労継続支援B型の利用をされております。新潟市内について日中活動系サービス事業所の数としてはこちらの表に記されている通りであり、就労移行支援事業所が14箇所、就労継続支援A型事業所が5箇所、就労継続支援B型が39箇所、生活介護が35箇所、地域活動支援センターが42箇所、機能訓練が1箇所、生活訓練が3箇所となっております。就労継続支援B型を利用するうえで就労にかかるアセスメントをする役割を担う就労移行支援の事業所が少ないというような状況です。また、就労系の事業所での実習生の受け入れが困難な状況にあり、一人当たり一週間程度の場合も多く、生徒全員の実習が期間内に終わらないという現状にあります。裏面にいきまして就労継続支援B型事業所の選択方法と課題ということで今回25年3月31日で経過措置が終わることによって、現在の仕組みでは、卒業後直接の就労継続支援B型の利用が難しい中で、就労継続支援B型利用者を適切に選考する為に評価会議などを設置し、就労移行支援事業所の評価を取り入れて卒業後、就労継続支援B型事業所を利用を可能に出来るかどうか、これを暫定支給決定省略をするというものなのですが、出来るかどうかという課題があります。その中でも細かく課題がありまして、まずアセスメントについては施設実習を拡大させた形でアセスメントは確保出来るのかどうか。また、評価会議を設置するというところでアセスメントの透明性や客観的評価をどう確保するか。また、本人家族等の希望と評価が異なる場合の調整の方法。職業センター等との協力体制や、就労継続支援B型希望者の在学中の暫定支給決定のあり方。また、障害程度区分の認定の部分につきましては、生活介護の利用か、それとも就労継続支援B型の利用を選択するのかに関わってくることもあり、障害程度区分の認定を早期に行うことが必要である。また、在学中から相談支援を導入していくことは出来る

かどうかというような課題があります。また、地域活動支援センターの利用についてということで、卒業生の進路選択の先として地域活動支援センターがあがってきづらいのはなぜか、というところの疑問が部会で出されまして、その中で課題として生産活動が主である就労継続支援B型に近い施設と、レクリエーションが主である生活介護に近い施設の区別であったり、新設施設の見学実習が出来ない場合の様子や雰囲気の伝え方。また、送迎・年齢層・障がい種別等利用者のニーズ等が、という課題が上がってきております。これらについて情報提供を充実させることによって細かい分類を整理し進路選択に活用しやすくなるのではというような意見がありました。特別支援学校の進路検討部会では様々な課題が上がってきましたが、行政・事業所・学校間でそれぞれ個々に持っている情報を共有し進路選択についてより適切な仕組みを作ろうと進めております。以上、特別支援学校の進路検討部会での議論についての報告です。

○山賀会長

はい。ありがとうございました。それではこの事について皆様からご意見ご質問を受けていきたいと思っておりますので宜しくお願いします。いかがでしょうか。久保田委員に少し現在の進路指導の現状について少し補則をして頂きたいと思っておりますので、就労とか、あとB型の利用ですね、その辺のプロセスについてどうなっているか宜しくお願いします。

○久保田委員

今の金井さんから説明頂いた進路指導に関する調査ですけれども、ちょうど今の来春各施設どのくらい受け入れ出来るでしょうかというアンケートを取りまとめている途中でして、今月末までにはそれが集計をされる予定です。今のその調査に関しては西蒲高等特別支援学校の関根進路指導主事が担当して、間もなく公開されると思います。結果が出次第、行政、各施設、法人の方にはお知らせしたいと思っています。保護者の方にも進路選択されるのに必要な情報になるので公開はされていく予定です。尚、今のところですね来春新規に開設を計画しているという情報も入っておりまして、比較的B型、それから就労移行についても新規開設を予定している法人さんがあるということなんで、今年の3年生については、行き先につきましては福祉施設等に関しては何とかかなりそうかなという見込みであります。それから進路指導希望調査、これについては3年生のみならず1年生、2年生についてもやっておりますが、これも11月末までに希望を取りまして、12月の早い段階では公開出来るのではないかと思います。これによって今年度だけではなくて、来年、再来年度どういった需要があるのかというのを把握して頂けるかなと思います。ただ、この調査やってみて感じるんですが、1年生の進路希望調査については中々まとまらない、未定ですとか、あるいは自分の子供に合う福祉サービスとか進路先がよく分からないという回答が多いです。ですから、その辺の情報を的確に私達が提供すると共に早めに、自分のお子さんやあるいはご本人が自分の進路について考えるという機会が必要になってくる

だろうと思います。尚、新規にあの就労移行が開設されたとしてもですね、就労継続B型を希望している生徒、あるいは今まで受け入れて頂いていた生徒の数が全部就労移行を希望した、希望というか就労移行行かないといけないとなった場合にもう明らかに就労移行には入れない方が相当数出る。そうなるとうどうなるのかと、やはり待機になってしまうだろう。これは自宅待機というのは知的障がいに限らずですね、働く意欲、活動する意欲のある障がいのある方達にとっては何のメリットもないわけですので、出来るだけそういう待機とか空白の期間は短くすべきだろうと。出来れば学校生活卒業したらスムーズに新たな活動の場所に、こう繋げていく、移行出来るってことが重要だろうと思います。それこそ先程内部原案の部分で夜間支援という話が出ていてその緊急時のみならず支援の空白の部分無くしていこうという方向である中で、特別支援学校卒業したら空白の時間が生じてしまうというのは、これは矛盾したことになってしまうだろうと思います。

ちょっと現状というより話を続けてもいいでしょうかね。はい。実は学校もですね、生徒たちに適切な進路については色々検討し、アセスメントをし、実習やら学習活動をして検討していくんです。それなりに保護者との懇談をしたり色んな方の外部評価も聞いたりしながらB型が適切かなと、あるいは就職目指せるんじゃないですかとそういうふうなアドバイスや評価を出しているわけなんです。にも関わらずまた改めて卒業してから福祉の就労支援のアセスメントをやっぱり受けなければならないということについて、非常に二度手間になっているのではないかなという感じがします。学校のやっているアセスメントについても、もし役に立てる部分があると評価していただけるのであれば活用していただきたいな、あるいは学校の行っているアセスメントと福祉、あるいは就労機関が行っているアセスメントと一体化するとか一元化するとかいう方向で検討が出来たらいいのかなと。そうすることでよりスムーズな移行が出来るのではないかなと思っております。

それからもう一点。発達が非常に緩やかである障がいのある方の進路を18歳で決めるというのは本当に適切なのかどうか。就労移行でアセスメントをしてあなたは就労の可能性がありますか、あるいは可能性がないのでB型が適切ですとか、というふうな、そういう意味での評価ではないと思うんですが、そういうふうな受け止められてしまう評価を18歳でやってしまうべきなのかどうか。時間をかければ企業就労するチャンスがある方がまだまだたくさんいると思うんですね。18では無理だけど、20歳になれば可能かもしれない。あるいは25歳くらいになれば可能かもしれない。であれば、今は本人の能力にあった就労訓練、それがB型であるならばB型で訓練して2年くらいかけて力がついてきたら就労移行で就職にチャレンジするとか、そういう方が本来の自然の流れなのではないかなというふうな感じでおります。

○山賀会長

はい、ありがとうございます。出来ればこれまでの特別支援学校さんの卒業後の進路のことについての、労働サイドからの支援の、これまでの支援、サポートの実績とかです

ね、今回のこのようなアセスメントに入っていた方がいいんじゃないかとか、そういう風な提案が今示されていますが、その辺について今野委員、ぜひご発言お願い出来ませうでしょうか。

○今野委員

改めまして、ハローワーク新潟の今野と申します。支援学校の生徒さんですね、卒業生の就職問題というのは当行政でもウエイトが非常に高くなっています。移行関係のですね、制度が発足にたちまして、学校側さんから、また直接保護者の方からですね、ハローワークに対する問い合わせが多くなりまして、求職の登録も年々増えているのではないかとこのように思っています。久保田先生がおっしゃった通り、18の世代で進路を決定づけるというのは、私ども行政で実際生徒さん就職進めるにあたって、やはり同じ考えを持たざるを得ない。どうしてかといいますと、最初に就労継続Bに行ってもらっしゃる方が、そこで訓練をして、職業準備性が整って、20歳であるとか22歳であるとか、そういう形で就職出来る方が、やはり年々増えていっているのではないかとこのように実態でございます。また、当所でもですね、特別支援学校さん卒業して就職できなかったにも関わらず、ハローワークでチャレンジ雇用ということでどんどん卒業生の方をお受けしておりますが、就職率が今のところ100%ということで、やはり非常に就職の可能性というのは無限大ではないかと思っております。当所は支援学校さんと、定期的な勉強の会議を開いておまして、そこで、各生徒さんのケース会議等開いて、情報は収集しているつもりでございますし、またこれから秋に関しましては、また就職活動シーズンが本格化しておりますので、また4校の生徒の先生方をお呼びいたしまして、これからの対応策をするというところで、これからその一人一人にケース会議で個別的な支援をする中で、あるその方の状態とか障がい特性を把握しながらやっていくということで、ハローワークとしても、この問題については非常に大きな問題として受け止めているところでございます。

就職の方も、5～6年前、7～8年前はですね、生徒さん、例えば一つの学校、まあ高等養護学校さんですとかしか5とか6とかっていうのもあったんですけど、やはり年々増えまして、昨年は確か10近くまででしたかね、10を超えたというふうに、ございまして、学校さんの非常にアセスメントが、非常に効果が出ているんじゃないかと思っておりますし、またその就職活動の、例えば面接等、応募書類等、そういった就職活動の側面についてもハローワークが支援学校さんと協力して連携して、今やっているとこのようにございまして、ぜひ皆さんもその辺のところ心づもりしていただけたらと思っております。

○山賀会長

はい、ありがとうございます。今ほどありましたように、学校のアセスメントの中身も非常に評価できるということもぜひ、考慮してもいいのではないかとこのようにご発言いただきました。ありがとうございます。今ほどありましたが、卒業後求職の登録をする方が増

えてきたということもありますが、また卒業後の就職も合わせた生活面での支援ということで、障がい者就業・生活支援センターの武田さんいかがでしょうかね、その後、最近変化があるか、出てきているかどうかというところで。

○武田委員

はい、らいふあつぷの武田です。特別支援学校の生徒さん卒業後ということで、こちらの方でも関わらせていただいております。実際に雇用後の定着支援ということで学校の先生と一緒に企業に回らせていただいたりしているような状況ですが、確かに就業・生活支援センターということになってはいるんですが、具体的な生活の支援の部分で本当に具体的な部分はなかなかちょっとこちらで把握しきれないようなところもあったりするところは逆に、生活のセンターさんの方に協力していただきながら一緒に支援をさせていただいているのは、現状にはなっています。ですが、毎年本当に就職される方が卒業生の方増えてきていますので、その部分の、やはり私たちとしては定着というところでもう少しこう重点的に力をいれて今後進めていきたいなとは思っています。

○山賀会長

はい、ありがとうございます。ハローワーク、職業センター、就業・生活支援センターの三者が卒業後の色んなバックアップ、サポートを今しているというふうなお話だったと思いますので、他にみなさんご質問等いかがでしょうか。これまでの話を受けて事務局の方で何かご発言とかありますか。

○障がい福祉課介護給付係長

はい、いくつか状況説明ありがとうございました。今後、特別支援学校進路検討部会は今あったように国の指針に基づいて暫定支給決定という方法を取って、それは久保田先生の説明の中であった空白期間が場合によっては起きるという方向と、在学中に暫定支給決定を行って、新潟市では今行っていませんけども、そういう暫定支給決定という方法で移行の事業所を使う方法なのか、いくつかの提案といいますか、関係機関との情報、協力を得てアセスメントに変わる評価会議にしていくか、これをどういうふうに具体化していくかというところが次の議論になろうかと思っています。ここは委員の皆様とも情報共有していきたいなという部分であります。場合によってはどちらかというのではなくて、どちらの方法も組み合わせることもあるのかどうかということも議論をさせていただきたいと思っています。

○山賀会長

はい、ありがとうございました。いずれにしてもさっきの久保田委員からもありますように、たまたま制度の絡みで、卒業後直接 B 型に入れる入れないという形で出てますけれ

ども、利用者本人、卒業生本人からしてみたらそういう制度に非常に振り回されて、進路選択が狭くなってしまうと、久保田先生の方は多様な進路選択の機会があっただというふうなお話もありましたので、やはり利用者さんのそれぞれの実情に応じた卒業後の支援、というものが出来るように今後議論していかなければならないのかなと思っております。また今ほどありましたがこの特進部会といわれる部会の今後の検討した内容については全体会の中でまた進捗状況をお示しするかと思いますけれども、様々なまだまだ詰めしていかなければならない課題がありますということで、事務局の方から。

○障がい福祉課介護給付係長

事務局からで申し訳ないんですが、一つ報告のところ、3番にございます地域活動支援センターの利用についてもちょっと意見ございまして、情報提供の在り方がっていう、ここに書いた通りですが、今日、委員で今年から委員についていただいておりますので、委員からももしご意見ご感想あったら一言お伺いしたいと思います。

○佐藤委員

はい、地活の方に選択肢が上がってきづらいということで、ああそうなんだというふう感じていたんですけども、確かに情報発信、各施設弱いのかなっていうのも思ったんですけども、ただ、1のところ見てみると42施設で一番多い施設体系でもあるので、やはり情報提供をもっともっと広げていかなければならないのかなという事は感じました。

話はまた戻るんですけども、さっきの短期入所の方もこれだけ通所者の方多く通ってらっしゃる施設数も多いところなので、地活の方で対象になってなかったのが、どうしてなのかなと疑問にも一つ思いました。

○山賀会長

はい、ありがとうございます。いかがでしょうか、地活の方でこの課題①のところ、B型に近い施設とか、生活介護に近い施設というのは、実際に地活の中でもそういうような色といますか、カラーっていうのはやっぱりあるんでしょうかね。

○佐藤委員

そうですね、はい。最近特に新しい地活がたくさん増えてきているので、かなり個性的な活動やってらっしゃる施設もたくさんありますし、ただやっぱりそれが知られていないのかなっていうのは感じています。

○山賀会長

今の佐藤委員のお話を受けて表のところの非常に地活42箇所というところで数字が示されているけれども、その地活の中でこの就労継続に相当するような機能が全て持ってる

わけではないということが今ほどのご発言でご理解いただけたかと思えます。実際にこの、毎年毎年卒業生で進路希望出される方っていうのは、その年々によってだいたい100名ちょっとくらいでしょうかね。はい、下の方は定員定数で書いていないものですから、あくまでも施設数で書いてあるものですから、これはどういう形で充足されているのかというところまではちょっと今回この資料ではお示し出来ていないんですけれども、一般的にやはり地活の方が空きが多いという傾向、私自身も認識しておりますので、そういう意味での先ほどの裏側の表現になってるんですね。選択肢としては地活はたくさんあるんですけども、なかなかそちらの方の定員を埋めるような形での希望がそんなに出ていないと。やはり既存のB型、あるいは就労移行の方に集中を示すということだと思っております。よろしいでしょうか。はい。事務局の方はその後、特に追加はございませんでしょうか。はい、他の委員の方、特になければここで終わりにしたいと思いますがいかがでしょうか。はい、お声がないようですので、(3)の特別支援学校の進路検討部会からの報告を終了いたします。

続きまして(4)障がい者虐待防止支援体制についての報告を事務局より行っていますが、ご承知の通り今年10月より障害者虐待防止法が施行されました。新潟市の障がい者虐待対策支援体制について報告をいただきます。お願いします。

○障がい福祉課制度改革推進係長

はい、障がい福祉課制度改革推進係の大倉と申します。よろしく申し上げます。私どもの方の係で障がい者虐待を担当しておりますので、資料5の新潟市における障がい者虐待防止体制についてというところで説明をさせていただきます。まず法律の内容から簡単に説明いたします。みなさまも十分御承知のことと思えますけれども、新しい法律ですね、正式名は障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律というものが23年6月24日に公布されました。今月の10月1日より施行を迎えたわけです。対象となる障がい者は3障がい全てになりますけども、例えば障害者手帳の有無が問題になっていまして、取得していない場合も当然に含まれるというふうにされております。また、法律では虐待を養護者による虐待、障がい者福祉施設従事者による虐待、使用者による虐待の3種類に分類し、虐待に該当する行為としては身体的虐待、性的虐待、心理的虐待、放棄・放任、経済的虐待の5つの類型が示されております。具体的な例は資料の記載内容をご覧くださいと思います。また、当然のことながら法律では養護者や施設従事者以外でも虐待を禁じておりまして、法律の第3条にはっきりと何人も障がい者に対し、虐待をしてはならないというふうに記載をされております。この法律の大きなポイントといたしましては虐待の発見者に通報の義務が課せられるというところでありまして、養護者による障がい者虐待の発見者は市町村に通報をしなければならないこと、施設従事者による障がい者虐待の発見者についても市町村に報告をしなければならないこと、3番目の使用者による虐待の場合は市町村又は都道府県に通報しなければならないと、いうことでされ

ています。次にこの法律上に果たさなければならない市町村の主な責務、役割についてあります。ここに〇でたくさん書いてありますけれども、関係機関の連携強化、支援などの体制整備、人材の確保と資質向上のための研修等を行うこと、それから通報義務、救済制度に関する広報啓発を行うこと、また障がい者虐待の防止等に関する調査研究を行うこと、成年後見制度の利用の促進を行うこと、通報・届出を受けた場合の速やかな障がい者の安全確認や事実確認対応を協議すること、更には身体障害者福祉法、知的障害者福祉法の規定による措置やそのための居室の確保を行うこと、立ち入り調査の実施、立ち入り調査の際の警察署長に対する援助要請を行うこと、最後に市町村虐待防止センターとしての機能を果たすことというふうに明記をされております。最後に書いてあります、虐待防止センターにつきましては次のページをご覧くださいと思います。新潟市の体制ということになりますけれども、障がい福祉課と8つの区役所の健康福祉課においてその機能を果たすということで新潟市の体制は組んでおります。その障がい者虐待防止センターの役割というものにつきましては資料に記載の通り、虐待に関する通報又は届出の受理をすること、通報又は届出を受けた際の安全確認、事実確認、対応協議を行うこと、さらには虐待を受けた障がい者の保護ための相談や助言を行うこと、また虐待予防や養護者の支援に対する広報啓発を行うことというふうになっています。また、休日夜間につきましてはコールセンターらいとはうすさんの連絡先を周知させていただきまして、そこから入った電話を市の担当職員に取り次ぐことで365日の体制というものを確保しているところです。本日併せてお配りした資料として、「虐待から守りましょう」というパンフレットと、本市の対応マニュアルをつけてあります。マニュアルには具体発生時の対応フローですとか、法律全般を載せてありますので、後程参考にご覧いただきたいと思います。パンフレットの方ですが、3000部を作成し、関係機関や地域の民生委員の方にもお配りし、周知を図っているところであります。最後に法律施行10月以降の状況ということでお知らせしておきます。資料作成日の関係で10月の14日まで2週間の状況ということで簡単にまとめてありますけれども、こちらに記載の通り関連する相談を含めると6件の通報・届出がありました。また今週に入ってから14日以降も複数の通報届出が入っておりまして、一番下に参考に過去2年半で把握したケース10件というふうに書いてありますけれども、法律の施行に伴いまして広報等の効果と言いますか、反応の表れで数が多くあがっているなというふうに感じております。最後になりますけれども、今後スムーズな対応が取れますように本日出席の方々をはじめとして、関係機関の皆様としっかり連携をさせていただきながら防止体制に取り組んでいきたいと思っておりますので、改めましてご協力の方申しあげて話の説明とさせていただきます。ありがとうございました。

○山賀会長

はい、ありがとうございます。関連して何かご質問ございましたらご発言いただけたらと思いますがいかがでしょうか。今日お手元にこれだけ厚い資料をですね、渡されてなか

なか中身まで見る時間はないかなと思いますが、それぞれ養護者、あるいは施設従事者、使用者による虐待を発見した場合は、市町村のあとについてはそれぞれの対応が異なるというフローチャート等が中で示されておりますので、ご確認をいただければと思います。よろしいでしょうか。はい、ではご質問なければ以上で（４）番の報告を終了いたします。

それでは最後になりましたその他に移りますが、事務局の方から何かございますでしょうか。はい、お願いします。

○障がい福祉課介護給付係長

ちょっと補足でございますが、２番の運営事務局会議で報告しておりました記述の他に今日配布しております資料で、参考資料として区自立支援協議会の報告という、各区の自立支援協議会で議論された内容について報告検討が運営事務局会議というところに載せられておりますので、特に新しい委員の方にご理解いただきたいと思います。区で話されたことにつきましては先ほどの組織図の中で説明がありましたが、運営事務局会議というところに全て上がってきております。ただし、時間の関係もございまして、全て説明できませんでしたので、この点は昨年より改善いたしまして、文書によりご確認いただいて必要に応じてまた区なり、全体会なりにご意見等お寄せいただければということで申し添えておきます。以上です。

○山賀会長

はい、ありがとうございます。みなさんももしお時間ありましたら、また各区でどのような問題が運営事務局会議の方に上がっているかご確認をいただければと思います。

それでは他にみなさんの方でせつかくの全体会の機会ですので、ご発言、あるいは何か周知したいことがご発言いただければと思いますけれども、いかがでしょうか。あまり遠慮なさらないで議事は終わりましたので、好きなことをご発言していただいて結構です。はい、今野委員お願いします。

○今野委員

ハローワーク新潟の今野でございます。先ほどの資料５の障がい者の方の虐待防止の関連に関しましてハローワーク新潟も、ご説明がございましたが使用者による障がい者の虐待の方の対応側になってございます。例えば障がい者の中で働いて賃金不払いであるとか、遅滞であるとか、また社会保険が未加入であるとか、セクハラとかパワハラとか、就労に関する問題は全て新潟県から上層部の新潟労働局に対し、まず通報があります。そこから労働問題等であれば新潟県基準監督署であるとか、またセクハラパワハラであるとか就労に関する虐待等であれば多分ハローワークの方に来るというふうに、今そういう体制が整いつつございます。ハローワーク側としてそういった通報がございまして、私どもの方で国の方から今査察証というものを発行の手続きが入っておりまして、査察証を発行する職

員は、全職員がもらえるものではなくて、障がい者の方の就労問題に担当する職員のみ査察証を国から交付すると。それを持って会社の方に査察に入るところでございます。またみなさまの方でももし送り出し等で就職に関するこういった虐待等ございましたら、ぜひとも通報等していただきまして、私どもハローワークも速やかにしていくという状況でございますのでご報告だけさせていただきます。

○山賀会長

はい、ありがとうございます。他に、はい、久保田委員お願いします。

○久保田委員

はい。特別支援学校でも最近気になっているのが、家庭環境が非常に問題のある生徒が目立ってきていると。これは県内あらゆる学校で見られています。放棄放任、それから経済的な虐待、今後予想されるなど。やはり卒業と同時に出来れば生活を分離させたいと思う生徒、家庭が増えてきています。ところが分離させたとしても、じゃあ一人暮らし出来るかというそれは難しいというので、一番のニーズとしては今後グループホーム、ケアホームというのが必要になってくるのではないかなど。具体的な例申し上げますと、北区に若草寮という児童養護施設ございますが、そこに知的障がいのある方もだんだん入ってきている。18歳になると出なければならぬ。そのあと生活面どうすればいいのかと、いう課題が今後出てくると思います。虐待の問題と併せてですね、生活面でのニーズ、グループホームのニーズも出てきそうだなという印象持っておりますので、知っておいていただければと思います。

○山賀会長

はい、ありがとうございます。他にございますでしょうか。はい、武田委員お願いします。

○武田委員

議題の中に特別支援学校の進路についての報告等がありましたが、それと並行してじゃないですけども、普通高校の卒業生に対しての卒業後の進路ということで、こちらのらいふあっぷの方でもちょっと今課題として上がってきている面があります。学校側も進路指導という先生がいらっしゃいますけども、意外と一般の就労に向けてということで、進めておりますので、そこで普通高校の中でも何らかの支援が必要となっている生徒さんが年々増えてきているような現状です。実際に学校に私たちも出向いて、個別のケース会議を何人かの方に対してやって、今後どう進めていくかということでお話、ケース会議をさせていただいています。そういった中で学校側は卒業後どういう方向で進めるか、らいふあっぷと相談してきなさいと、ぼんっとその当事者のご家族や本人に任せてしまっている

ようなところがあつたりしまして、そこをどういうふうに学校側とうまく連携しながら進めていくかというような課題も出てきていますので、そういった普通高校の卒業生の学年で、支援の必要な方もいるというような状況を知っていただけたらなと思ひまして、お話をさせていただきます。

○山賀会長

はい、ありがとうございます。その、ちなみに支援を必要とする方っていうのは何らかの障がいをお持ちの方ではなくて、適用が難しいということ。

○武田委員

そうですね、高校の卒業に至って、やはり就職活動をするにあたって上手くなかなか進められないということで、結局は手帳が取れるような状態だということで、在学中に手帳が取ればその方向で進められるんですけども、まだそこまで認識がない方や、本人の障がい認識のないような方もいらっしゃる。

○山賀会長

はい、ありがとうございます。まあグレーゾーンの方ということですね。はい、貴重な情報ありがとうございます。他にございますでしょうか。はい、平野委員お願いします。

○平野委員

はい、聾学校平野でございます。聾学校ということで、聾の生徒の話をちょっと。今聾の方の高等部は5名在籍しています。知的障がいの高等部の生徒は40名在籍しています。実際はそんな形なんですけど、その聴覚に障がいのある生徒たちなんですけど、5人いて、幼小中まで入れて全部で今38名でございますが、その中でやはり重複という形で本校に在籍している高等部の生徒もおります。実はこの度知的障がいの方の福祉施設さんの方で2名ほど、就労移行なんですけど、職場実習を2週間させていただくことが出来ました。今後このような形で福祉施設をやはり利用して社会へというような聴覚に障がいのある生徒も少なからず出てくるだろうと思われまして。この度の福祉施設さんの方にはコミュニケーションという部分でかなりご苦勞をおかけしたところでありますが、そういう子もいるということで、学校のみなさまからご支援いただければなというふうに思ひます。以上です。

○山賀会長

はい、ありがとうございます。他にいかがでしょうか。ではお声がないようですので議事については以上を持ちまして終了したいと思います。皆様には円滑な議事進行にご協力いただきましてありがとうございました。